

K村の社会福祉協議会

——農村に於けるコミュニティー・オーガニゼーション——

はじめに

社会福祉の分野に於て、コミュニティー・オーガニゼーション（以下これを「O.O」と記す）の重要性が近來強く叫ばれてくるようになったが、社会福祉協議会（以下これを社協と記す）は、社会事業の専門的な過程若しくは方法の一つであるところの「社会福祉のためのO.O」がもつ機能を総合的に実践遂行することを目的として、昭和二十六年、設置をみたものである。しかし、設置されてからまだ日も浅く、且つ封建遺制が根強く残存する社会基盤をもつ日本の現段階に於て社協はその機能を遂行する上に多くの問題をもつていと考えられる。

即ち、O.O活動の基調は、地域の住民全体が彼等の当面する問題をよく認識し、その問題解決の爲の目標に向かつて、主体的組織的に働きかけて行くところにあると考えられる。故に、社協は、特定の地域社会を対象として、その地域社会が自己の福祉増進の

新井文子

為に自主的自發的に活動するように仕向け、且つそれを援助し推進することを意図するところの広く市民的性格をもつた組織体でなければならぬ。しかし、民主主義の歴史の浅い日本社会に於て、上からつくられていつた社協は、果してそのような組織体になり得るものなのであるのか否か。或いは、社協が地域社会にあつて前記のような機能を遂行するのに、果して堪え得られるものなのであるか否かは、多々疑問のある所であろう。しかし、その反面、又、地域社会自体、社会福祉活動の必要性を自覚する所にまで至つていないところも少なくないということも忘れてはならないであろう。従つて、「社会福祉のためのO.Oの機能を遂行する機関」としての社協の活動が、たとえ、上からのものであつたとしても、その活動を通して、社会福祉に対する地域住民の関心を昂める努力が、たえず続けられなければならないと言つことも出来よう。

以上、社協活動に関しては種々問題が感じられるのであるが、たまたま、昭和三十一年の夏、一週間ほど、本学農家生活研究所

コミュニティーの問題特集

第I表

K村の男女の人口総数と職業従事者数(昭25年国勢調査)

	人口	職業人口
男	4,108人	2,175人
女	4,316人	2,037人

されている範囲では、水害は天明六年から昭和二十三年までの百六十四年間に八十一回を数え、特に明治四十三年と昭和二十二年(カスリン台風)には大きな被害をうけている。しかし、目下行われている堤防工事が完成すれば、水害の脅威はなくなる見込みである。

昭和三十年七月、地理的条件から、二つの村(西地区と東地区)が合併して出来たK村は、関東平野を貫流する利根川と渡良瀬川との合流点にあつて、埼玉県の東北端に位し、東は茨城県某市、北は栃木県、西は群馬県というように三県に接し、南は利根川によつて仕切られている。面積は二〇八一方町。土地は平坦な利根川の沖積層で、一般に低く、半湿地をなし、処々に池沼が散在している。そして、K村は利根川と渡良瀬川の合流点にあるという地勢の関係から、たびたびの水害を受け、九月の台風季節には、出水にそなえて全住民の神経はこれに向けられ、この季節には旅行に出るものは一人もいないという状態である。記録に残

K村の概要

昭和三十年七月、地理的条件から、二つの村(西地区と東地区)が合併して出来たK村は、関東平野を貫流する利根川と渡良瀬川との合流点にあつて、埼玉県の東北端に位し、東は茨城県某市、北は栃木県、西は群馬県というように三県に接し、南は利根川によつて仕切られている。面積は二〇八一方町。土地は平坦な利根川の沖積層で、一般に低く、半湿地をなし、処々に池沼が散在している。そして、K村は利根川と渡良瀬川の合流点にあるという地勢の関係から、たびたびの水害を受け、九月の台風季節には、出水にそなえて全住民の神経はこれに向けられ、この季節には旅行に出るものは一人もいないという状態である。記録に残

表II 男女職業大分類(昭25年国勢調査)

分類	K村(人)	
専門的技術的職業	男	49
	女	23
管理的職業	男	23
	女	0
事務従事者	男	102
	女	21
販売従事者	男	66
	女	40
農業従事者	男	11,590
	女	11,857
運輸的職業	男	20
	女	0
特殊技能工生産工程従事者	男	220
	女	55
単純労働者他に分類されない	男	88
	女	10
サーヴィス職	男	15
	女	31
分類不能の職業及び不詳	男	2
	女	0
計	男	2,175
	女	2,037

季節風(俗に赤城おろしという)がかなり強く吹く程度である。K村の総人口は八四二四人(その中、農業従事者は三四四七人)、総戸数は一三七〇戸(その中、農家戸数は一〇二五戸)である。産業の中心となるものは、米作農業であり、比較的養蚕も盛んである。耕地総面積は一二六八町七反(田二五七四町二反、畑六九四町五反、桑畑を含む)。米の生産高は、一五四一九石、麦は一二〇〇三石、まゆは一六一七二メである。(昭和三十年国勢調査)合併村の為、村内には、婦人会、青年団がそれぞれ二つずつあり、公民館、小学校、中学校等も二つずつある。高校は定時制高校が一つある。その他には、村立の診療所が一つと県立診療派出所が三つある程度である。K村には開業医はなく、診療所のある西地区の人々は、殆どこれに頼っているが、東地区の部落はそれがこれを利用する程度で、

気候は、とり立てて言うほどのこともなく、ただ、冬季に北西

あとは隣接県の医療施設に依存している。なお、診療所では眼科、耳鼻科、歯科、産婦人科は取扱っていない。

婦人会の結成は、それぞれ昭和二十八年頃であり、会合における出席率は非常によいといわれているが、婦人自らが中心となつて動いている婦人会ではなく、現状に於てはお膳立てされて動いている婦人会であるといつてよいであらう。

青年団活動については、西地区の青年団活動の歴史に注目しなければならぬと思う。即ち、西地区の青年団は、大正十年に結成されてから、昭和二十年の終戦に至る迄、戦時下に於ても模範的青年団として種々の活動を活潑に行い、青年団の手で自らの会館をさえもつていた程であつた。このような当時の国策にそつた青年団活動も終戦で一旦自然消滅の形となつたが、戦時下に於ける活動があまり活潑であつた為に、敗戦は団員にとつて非常な打撃であつたらしい。しかし、昭和二十一年に再び他村にくらべて早く結成され、昭和二十三年四Hクラブの結成とともに青年団の活動もやつと軌道にのり出して来ている現状である。

なお、K村はそれぞれ種々の指定村となつた経験もあり、度々水害をうけて来た環境からか、指導者が何か新しいことを始めるに際して、一見村民の協力が容易にえられるように見え、いわゆる一致団結の精神がゆきわたつている村風をもつている。勿論、K村は大部分が保守系で、革進系は二百名位で、村内に影響をもつような存在にはなつていない現状のようである。しかし、一般に勤勞意欲は強く、特に女が農作業に非常によく働く傾向がみられる村である。

K村の被保護世帯数は、三十一世帯（七三人）で、その半数は

戦争により移つて来た外来者である。この外に民生委員によつて生活困窮世帯として三十世帯ほどが、「準保護世帯」としてあげられている。生産手段たる土地をもたない被保護世帯のグループに比べて、準保護世帯は土地は一応もつてはいるが、疾病や働手の欠如等の障害原因による貧困世帯が多いようである。

K村社会福祉協議会の概要

K村の社会福祉協議会は、村役場の厚生主任が県庁に行つた時に、一つやつてみてはどうかといわれ、村に帰つて賛同を得て昭和三十年九月三日結成されたものである。社協の趣旨を説明して、会員になつてもらつた数が約六百名で、それらの人々から会費として年額一百円を集めている。そして、会長一名、副会長二名、理事二十一名、監事四名、評議員十三名という役員組織になつている。役員の内訳は次の通りである。

会長——村長

副会長——助役、村議會議長

理事——議會議長、議会議長、学識経験者（二名）

公民館長、教育委員長、西中学校長、東小学校長、

西小学校長、商工会長、西青年団長、東青年団長、

身体障害者福祉部会代表、母子福祉部会代表、西婦

人会代表、東婦人会代表、警察部長、司法保護司、

消防代表、農業代表、医療代表

監事——遺族会長、民生委員協議會副会長、東中学校長、司

法保護司

評議員——第一区長より第十三区長

社会福祉協議会の運営にあつては、次の四部会が常置されていることになつてゐる。

- (1) 民生委員部会 (2) 青少年問題対策協議部会 (3) 身体障害者福祉部会 (4) 母子福祉部会

昭和三十年度に於ける社会福祉協議会のなした事業内容としてあげられることは大体次のようなものである。

- 1 優良社会施設視察
- 2 村内各種団体との連絡
- 3 「社会福祉」の啓蒙宣伝（共同募金日赤募金の普及宣伝等）
- 4 戦没者遺族、留守家族への援助慰問、災害救護及び各種運動行事の助成（慰霊祭、お盆慰問、遺族遺児留守家族各大会への出席援助、火災見舞、敬老祝賀会等）
- 5 生活困窮者に対する法外扶助

これは民生委員と密接な連絡をとつて、学童に対する給食費、教科書、学用品の一部支給及び医療、生活費の一部補助等を行なつたわけである。又、「準保護世帯」の人々の生徒二十名に対し、修学旅行費負担を行なつてゐる。

- 6 身体障害者福祉会、母子福祉会、青少年問題協議会等の部会の育成

身体障害者福祉会では、中央から医師をまねいて身体障害者の更生相談を行なつた。身体障害者数は二十七名で、そのうち、先天的障害者は八名、戦争によるものは一名である。

母子福祉会は昭和三十年度に於てはまだ結成されず、昭和三十一年の九月になつてやつと発足のはこびとなり、他の三部会にくらべて一番おそくすべり出している。

青少年問題協議会では、青少年不良化防止対策として警察防犯協会と提携して、昭和二十八年頃、引堤工事によつて発生をみたヒロボンに対する対策として覚せい剤撲滅運動を行い、青少年の犯罪発生を予防し、ヒロボンの撲滅に効果をおさめたのである。ヒロボン常用者だつた数ははつきりつかめなかつたが二十数名位で、今では常用者はない見込みのようである。

発足第二年目の昭和三十一年度に於ては、K村社会福祉協議会は型のごとく次のような事業計画をならべてゐる。

(一) 援 護

- (1) 生活困窮者に対し法外扶助
 - (イ) 学童に対する給食費、教科書、及び学用品の一部支給
 - (ロ) 医療及び生活費の一部補助
- (2) 戦没者遺族留守家族
 - (イ) 戦没者慰霊祭、遺児靖国神社参拝、遺児の臨海レクリエーション等援助、戦没者家庭慰問（おたなまいり）
 - (ロ) 留守家族大会出席、留守家族慰問、引揚者援護
- (3) 身体障害者、高齢者
 - (イ) 身体障害者福祉会に助成金、療養指導、職業指導
 - (ロ) 老齡単独世帯の援護
- (4) 災害救助
 - (イ) 天災、火災、水害、その他
- (5) 保護世帯（原則としては法の適用によるも尚相当の援助の要があるため）
 - (イ) 民生委員と密接なる連絡をなし法以外に左の事項を行う

コミュニティーの問題特集

職業内職の斡旋、物資の現物支給、無病家庭並びに無欠席児童の表彰等

(c) 歳末愛の運動（保護家庭の慰尚、無料健康相談）

(b) 啓蒙・宣伝

- (1) 日赤、共同募金の普及宣伝
- (2) 各種福祉週間、月間運動に協力
- (3) 婦人会、青年団に協力し青少年及び高齢者の思想啓蒙を計る

(4) 敬老会

(5) 社会福祉講演会

(a) 婦人児童問題

- (1) 母子福祉会に助成金、母子福祉会の活用
- (2) 未亡人、母子家庭の指導
- (3) 母子福祉資金、一時繰替福祉資金の利用
- (4) 中学卒業者母子家庭激励会
- (5) 施設収容児の、間激励
- (6) 学校、保護児童との連絡懇談会
- (7) 婦人会、P・T・Aとの連絡

(a) 青少年問題

- (1) 青少年不良化防止対策（警察防犯協会と連携覚せい剤撲滅運動、思想力指導講演会）
- (2) 小中学校との連絡（特に長期欠席児童家庭の指導）
- (3) 婦人会、青年団と民生委員との座談会
- (4) 青少年レクリエーションに対する援助

(a) 其の他

(1) 模範福祉地区及び優良施設見学

(2) 一時繰替福祉資金

(f) 被保護者及び要保護者並びに母子家庭（困窮者）を対象に小口貸付を行う

(3) 家族計画普及研究会

(4) 村内各種団体との連絡

(5) 適当な指導者を依頼し研修会開催

(6) 社会調査（欲求を知る）

以上述べられた事業計画のうち、昭和三十一年度に於て、どれだけが実際に行われるのかはわからない。K村に於ては型どおり一応活動計画が生まれ、会員組織とはいえ、村役場の厚生主任一人が実際の中心となつて、他の仕事の合間になんとか社協の仕事をやつて行こうとしている現状であると考へてよいであろう。

「社会福祉の為の○○」の機能を遂行する機関たる社協のあり方が、日本に於ては、地域住民のものにまでなつていゝものは殆ど皆無であつて、殆どは指導者一人のものであるか、よくて会員「有志」のものである現状であると言われているが、K村の社協も、役員の顔ぶれや事業計画をみてわかるように、市民的性格をもつた民主的組織体であるとは考へられない。しかし、最近、だんだんその風潮が出て来ているのではあるが、有志者の会員組織として、その人々から会費をとるといふ方法を最初から取り上げていゝので、次に、発足してから一年経たK村の社会に於て会員達が社協についてどのような観方感じ方をしていゝかを次にのべてみたいと思ふ。

調査に現われたK村社会福祉協議会

コミュニティーの問題特集

第三表 入会理由

	実数	%
村の社会福祉増進の為に (主旨に賛成したから)	22	23.2
お互いに助け合うために	27	28.3
役職についた関係上	1	1.4
割当ててきたから	15	15.6
知らない間に強制的に	3	3.2
強制的に入れられた	4	4.2
別に理由なし	7	7.4
その他	2	2.1
回答なし	14	14.6
計	95	100.0

社協の会員中一四〇名を無作為抽出法によつて抽出し、簡単な質問用紙を配布して回収したのであるが、回収数一三三中可能なものが九五で、あとは不能六、白紙一二であつた。この配布調査に於ける会員の年齢は四〇才以上が七〇%以上を占め、六〇才以上がその中の三〇%を占めている現状である。職業は農業が約七

五%で経営規模は一町〜二町が約四一%を占めている。(K村に於ける一戸当平均耕地は約一町である)

これらの人々に社協に入会した理由を聞くと、第三表の様な結果であつた。

これによると、約半数のものが一応、積極的解答をしているが、他の半数は消極的解答をしているので、よく調べてみると、会員は一定の経済的基準によつて指定して入会してもらつたという事

第四表 社協に希む活動

	実数	%
生活援助 {母子家庭 身体障害者 貧困家庭}	16	14.1
医・保育事業 {遊び場、幼稚園 農繁期の託児所 産院の開設 保健所の設置}	6	5.2
教育 {立派な社会人となるための 青少年の補導 青少年の子弟の就学 貧困家庭の子の調査}	9	7.9
被保護者の細かい調査会	6	5.2
敬老会	4	3.5
予算 {正しい使用を望む 使途の公表}	3	2.5
会員に色々な事を知らせたい	2	1.7
漠然と発展を望む	8	7.0
従来通り	3	2.5
その他	12	10.6
回答なし	45	39.8
計	113	100.0

実が判明した。「今後K村の社協はどんなことをしていつたら良いと思うか」という問に対しては第三表のような結果が出たが、会員が会員としての自覚をもつていないという事実の中にも、会員組織構成の際の無理があらわれているようである。

現実には於て会員が会員になつていないといふこの事実、K村社協にとつて大きな問題であり、そして社協はまず会員に対する啓蒙宣伝に力を注がなければならぬと一応公式論的に考えられるのであるが、しかし、問題はむしろ経済的に一定以上の線の人々

を指定して組織されたという現実の中にあるのではなからうか。

一方現在村政にたずさわっている人々に対して配布調査を行なつたが、社協について「社会福祉協議会の設立は人類愛的な考えで設立したものでなく、赤十字募金の側面をもちょう為に都合上つくられたものであり、従つてやることは通り一遍の形式的なもので、どうすれば社会福祉協議に本来の生命をもたせることが出来るかということがこの村に於ける社会福祉協議会の現段階である」と答えた人があつたことも合せて留意されなければならぬ事であらう。

一般に、農村において社協は社会福祉のための○○の機能を果たすことの出来る組織体になつていないといわれるが、K村の現実に於てもそういうことが言えるようである。しかし、社協の実体を自覚する所に至つていないようである。一般村民の調査は、面接調査によつて無作為に抽出した一四〇名に対して行なつたのであるが、その中、一〇七名が調査可能であつた。それによると、社協に対してまつたく無関心のものが六四%もあることはさておき、調査結果からは、保健衛生面に於ても、ニードとして顕在化するまでにいたつていず、共同募金に対する意識もはつきりせず、ただ割当てが公平だから結構であるといった感覚のものが半数近くもあり、面接調査によると、地域社会にまで自己の生活意識が拡大されていないということが感じられた。従つて、村民の自覚が漠然としていて、社会福祉とは貧困者のためのものであるという意識が少なく、保守的傾向の強いK村に於ては、現在のような形態を社協がとつていることも不思議はないと考えられるのである。

おわりに

社協活動のねらいは、民主的な社会事業の確立とその推進によつて、地域社会の福祉増進を期するとともに、一般市民の社会福祉事業への理解と参加によつて、その民主的思考及び生活訓練―民主化にも資することにあると言われているが、又、○○としての活動は、反対に、その地域社会の生活原理や行動様式が民主化及び社会化していなければならないという関係にある。従つて、農村の現状を考えた時、新しい村づくり町づくりの為にどうたわれないながらも、社協活動の前途は非常に重苦しいといわなければならぬであらう。

K村の場合に於ても、若い熱心な指導者によつて、一生けん命に運営されているのではあるが、調査してみるとあまり芳ばしくない状態である。しかし、K村に於ても、公民館活動や青年団活動と提携して社会福祉の啓蒙教化を試みる道がまだ試みられていないようである。

農村に於ける社協活動を考えた時、社協が、○○の機能を遂行出来るものであるかどうかは一応次の問題として、社協の現在に於ける実践課題は、社協という体制を通して、社会教化の活動を行う他の関係団体と協力して、農村の民主化近代化及び社会福祉への自覚をめざして啓蒙教化を行うことであるように考えられるのである。

×

×